

# 大分県報

平成二十八年  
号外（三六）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

職員に反する降任及び免職に関する規則の一部改正……………一  
職員の任用に関する規則の一部改正……………一

### ○人事委員会規則

職員に反する降任及び免職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十一号

#### 職員に反する降任及び免職に関する規則の一部を改正する規則

職員に反する降任及び免職に関する規則（昭和二十六年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 職員に反する降任及び免職等に関する規則

第一条中「降任」を「降任し、」に、「考課表」を「人事評価」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第二条中「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」に、「第二条第一項」を「第五条第一項」に、「降任又は免職する」を「降任し、免職し、又は降格する」に、「二名」を「二人」に、「又は、之に」を「、又はこれに」に改める。

第三条中「降任又は免職する」を「降任し、又は免職する」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

職員に反する降任及び免職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十二号

#### 職員に反する降任及び免職等に関する規則の一部を改正する規則

職員に反する降任及び免職に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「試験」を「採用試験」に、「条件付採用」を「条件付採用」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「任用候補者の提示」を「採用候補者の提示」に改める。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第八条及び」を「第八条第三項及び第五項、」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二条第二項中「。以下「特例法」という。」を削り、「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

第三条の見出しを「（定義）」に改め、同条第一号から第五号までを次のように改める。

一 採用 法第十五条の二第二項第一号に規定する採用をいう。

二 昇任 法第十五条の二第二項第二号に規定する昇任をいう。

三 降任 法第十五条の二第二項第三号に規定する降任をいう。

四 転任 法第十五条の二第二項第四号に規定する転任をいう。

五 職群 類似の任用条件を必要とされる職員の職（以下「職」という。）の群をいう。

第六条第一項中「基いて」を「基づいて」に改める。

第七条第一項第三号中「にあつては」の下に「受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき」を加え、同条第二項中「又は昇任」、「及び第十五条」及び「（以下「試験」という。）」を削り、「任用候補者名簿に基いて」を「採用候補者名簿に基いて」に改める。

第八条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

「第二章 試験」を「第二章 採用試験」に改める。

第九条第二項から第四項までの規定中「試験」を「採用試験」に改める。

第九条の二を削る。

第十条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「試験は」を「採用試験は、」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

大分県報号外（人事委規則）

第十一条第一項及び第二項中「試験」を「採用試験」に改める。  
第十二条第二項を削る。

第十三条第一項第一号、第二号及び第四号中「試験」を「採用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の見出し中「職」を「場合」に改め、同条第一項中「の採用」を「職員を採用する場合」に改め、同項後段を削り、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第六号中「職の職級と」を「職と職務の複雑と責任の度が」に改め、同項第七号中「競争試験に」を「採用試験に」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「競争試験と同等以下の」を「採用試験に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める」に改め、同項第九号中「職と」の下に「職務と複雑と責任の度が」を加え、同項第十号中「認められる職」を「人事委員会が認める職」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三十年法律第百十号）第六条第一項又は第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職  
第十四条第一項に次の二号を加える。

十二 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年大分県条例第四号）第十条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職  
十三 前各号に規定するもののほか、人事委員会が採用試験によることが不適当であると認める職

第十四条第二項中「前項第十号及び第十一号」を「前項第七号、第十号及び第十三号」に改め、「選考職の」を削る。  
第十五条を削る。

第十四条の二中「現に属する職群から他の職群へ異動させる場合（同一職群内の異動で、現に属する職群から試験区分を異にする他の職群へ異動させる場合を含む。）」を、「採用試験又は選考により任用された職種から試験区分の異なる職種に異動させる場合」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十五条とする。

第十五条の二を削る。  
第十六条第一項中「前四条」を「第十四条」に、「職務の遂行能力」を「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改める。

第十七条第一項中「経歴、学歴、勤務成績又は知識、技能若しくは資格免許その他について」を削る。  
第四章 条件付採用」を「第四章 条件付採用」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。  
第十九条の見出し中「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条第一項中「条件付採用」を「条件付採用」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第二十号第三号中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「若しくは第三十六号第二項の規定による通知を受けた場合又は提示された者のうち、当該任用の志望者が五人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による臨時的任用については、法第二十二号第二項前段に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。  
3 人事委員会は、第一項の規定により行われた臨時的任用の状況について、任命権者に報告を求められることができる。

第二十一条中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 前項の規定による臨時的任用の期間の更新については、法第二十二号第二項後段に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。  
3 人事委員会は、第一項の規定により行われた臨時的任用の期間の更新の状況について、任命権者に報告を求められることができる。

第六章 任用候補者名簿」を「第六章 採用候補者名簿」に改める。  
第二十三条を次のように改める。  
第二十三条 削除

第二十四条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同条第一項中「名簿」を「採用候補者名簿（以下「名簿」という。）」に、「試験」を「採用試験」に改める。  
第二十六条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第一号中「又は通知に基いて」を「に基づいて」に、「任用された」を「採用された」に改め、同条第二号中「任用」を「採用」に改める。

第二十七条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第一号中「試験」を「採用試験」に改め、同条第二号中「試験の申込」を「採用試験の受験の申込み」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「任用」を「採用」に、「一」を「いずれにも」に改め、同条中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十八号（見出しを含む。）中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第一号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第二十九条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三十条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十一条中「記載された任用候補者」を「及び記載された採用候補者」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第七章 任用候補者の提示 を「第七章 採用候補者の提示」に改める。

第三十四条「職員を任用しよう」を「名簿により職員を採用しよう」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第三十五条を次のように改める。

（提示の方法）

**第三十五条** 人事委員会は、前条の規定により任命権者から採用候補者の提示請求があつたときは、当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められる者を高点順に提示するものとする。

2 法第二十一条第四項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から、当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性を有し、かつ当該職を志望すると認められる者を選択して高点順に提示することができる。

一 名簿に記載された者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合

二 名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

**第三十六条及び第三十七条** 削除

第三十八条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「当該任用」を「当該採用」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第三十九条中「各号の一」を「いずれか」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第一号中「又は」を「、又は」に、同条第二号中「任用されるべき」を「採用すべき」に改め、同条第三号中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第四十条を次のように改める。

（選択の方法）

**第四十条** 提示された採用候補者のうちから職員を採用するための選択は、志望者のうちか

ら高点順に行うものとする。

第四十一条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十二条第一項第一号を削り、同項第二号中「及び同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十三条を削り、第四十二条の二を第四十三条とする。

別表第五の備考4中「操機手、通信手又は司ちゆう手」を「又は操機手」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。